

人生いきいき住宅助成事業（特別型）について

お問合せ
 淡路市健康福祉部長寿介護課
 電話 0799-64-2511 FAX 0799-64-2529
 簡易耐震診断事業について
 淡路市都市整備部都市計画課
 電話 0799-64-2533 FAX 0799-64-2527

1 制度概要

- 介護保険または障害福祉の住宅改修に上乗せする補助金です。
- 助成額は、介護保険【障害福祉】の住宅改修を含んで最大 100 万円です。所得によって助成率が異なるので、実際の助成額はもっと少なくなります。
- 対象になる工事は、基本的に介護保険の延長です（浴室・トイレ・玄関・廊下・居室等の段差解消や手すり設置、敷居の撤去、スロープの設置など）。
- 申請の受付は、予算などの都合により早期で終了することがあります。

2 申請の条件（各項目の全てを満たすこと）

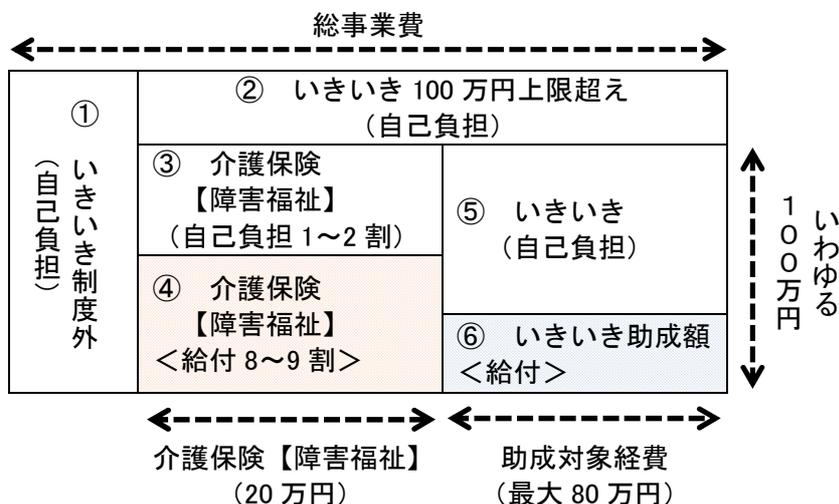
- ① 次のいずれかに該当するかたが属する世帯
 - 介護保険の要支援認定または要介護認定がある
 - 身体障害者手帳の等級が 1 級、2 級、3 級
 - 療育手帳の程度が A 判定
- ② 世帯の生計中心者の前年（1 月～6 月申請は前々年）の収入または所得が、以下の額を下回る
 - 給与収入のみ：収入 800 万円
 - 給与収入以外（年金等）がある：所得 600 万円
- ③ 耐震診断を必要とする場合がある
 - 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅

※ 介護認定待ちの間は申請できません
 ※ 障害者手帳で申請する場合、改修の内容と障害の状況について整合を確認します
 ※ 生計中心者とは、対象者の世帯の中で、最も多くの所得があるかたです
 ※ 住民票上の同一世帯でない（世帯分離している）かたであっても、住所が同じであれば世帯構成員とみなします
 ※ 淡路市では簡易耐震診断事業を実施しています。自己負担は必要ですが、この事業の補助対象経費に含めることができます

3 助成額の計算方法

（総事業費－①制度外－②100 万円超分－③④介護保険【障害福祉】）×いきいき助成率

4 助成額の内訳



※ 工事箇所ごとの上限額は、平成 31 年 4 月から廃止されました。
 しかしながら、この制度の趣旨は、少ない個所を集中的に改修するためのものではありません。
 ※ 公費で給付されるものは左記④と⑥です。

5 助成率

階層	世帯階層区分	助成率
特別型	B 生活保護受給世帯	3 / 3
	C 市民税非課税世帯	9 / 10
	D 市民税均等割のみ課税世帯	9 / 10
	E 市民税所得割及び均等割課税世帯	2 / 3
	F 所得税課税でその税額が7万円以下の世帯	1 / 2
	G 所得税課税でその税額が7万円を超える世帯	1 / 3

住宅の建築年月を確認できる書類の例：
 ○ 建築確認通知書
 または建築確認済証
 ○ 固定資産税の納入通知書
 ○ 土地・家屋名寄帳
 ○ 固定資産税評価証明書
 ○ 登記事項証明書
 ○ 住宅メーカーの保証書 など

6 申請から助成までの流れ

1	事前相談（改修箇所の説明として見積書・図面・写真を用意）	対象者→市	ケアマネージャを通してご相談ください。障害福祉でご申請のかたは地域福祉課とお打合せください。 この事業の申請をする前に耐震診断が必要か否かご確認になり、必要があれば診断の申請も行ってください。
2	耐震診断の申請	対象者→市	
3	介護保険【障害福祉】住宅改修・人生いきいきを申請	対象者→市	
4	対象者宅の着工前確認	市→対象者	「住まいの改良相談員」が現地を訪問し、ご本人およびご家族様と一緒に工事内容を相談します。この事業の趣旨に基づく基準もありますので、全てがご希望に沿えるわけではありません。
5	助成交付決定通知	市→対象者	着工は、交付決定通知の後にしてください。
6	工事着工	対象者→業者	
7	工事完了・代金の支払い	対象者→業者	全額を一旦業者へお支払いください。 工事完了後、下記を市へご提出ください。 ①完了届 ②請求明細書 ③領収書（原本） ④改修後写真 ⑤耐震診断結果票（診断終了後）
8	領収書の受領	業者→対象者	
9	工事完了届の提出	対象者→市	
10	対象者宅で完了検査	市→対象者	再び「住まいの改良相談員」が訪問し、工事内容を検査します。
11	助成確定通知	市→対象者	この段階までに耐震診断の結果が出ていなければなりません。
12	助成金の請求	対象者→市	請求書をご提出ください。
13	助成金の支払い	市→対象者	市から対象者へお支払いします。

7 注意事項

- この事業を使えるのは、ひとつの住宅につき一度だけです。介護保険【障害福祉】の住宅改修をはじめて利用するときに、一緒にご申請ください。
- 建替えは対象外です。引っ越しの場合も、新築・中古問わず対象外です。
- 入院中・施設入所中のときは、退院・退所の見込みが立ってからご申請ください。
- 賃貸住宅は、貸主の承諾が必要です。原状回復工事は自己負担です。
- 将来のことを見越して行う改修や、本人が日常的に使わない箇所は対象外です。
- 調査などに日数が必要ですので、助成決定まで時間がかかります。
- 交付決定後の工事の追加は原則として認めません。一部を取りやめた場合は、内容に応じて助成額を減らします。
- 本人または近親者が施工する場合、助成の対象は材料費のみです。